

会 議 録

1 会 議 名	令和3年度第2回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開催日時	令和4年2月24日(火) 10:00～11:40
3 開催場所	太宰府市役所 3階庁議室(Web会議)
4 出席者名	浅野委員(会長)、小野委員、道下委員、菜畑委員、大森委員、須田委員、松山委員、吉田委員、麻生委員、大野委員、瀬筒委員、池田委員
5 議 題	<p>【報告事項】</p> <p>(1)令和3年度景観啓発事業の実績報告について</p> <p>(2)第7回だざいふ景観賞について</p> <p>【審議事項】</p> <p>(1)景観まちづくり計画及び景観計画の見直しについて</p>
6 内 容	
事務局	<p>【報告事項(1)】令和3年度景観啓発事業の実績報告について</p> <p>※事務局より内容説明</p>
委員	<p>景観・歴史のまちウォークの参加者は14名とのことですが、コロナ禍でなかなか募集が難しいとは思いますが、何名ほど参加人数の目標を見込んでいましたか。また、どういう広報の手法をとっていたのかも教えてください。私がイベント制作や番組制作を扱う会社をやっておりますので、人を集めるといったことを得意としておりますので、そういった面を教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>募集人員は20名で予定をしておりました。参加募集の広報につきましては、市の広報誌、ホームページおよび各種会議のなかで参加の募集の呼びかけをさせていただきました。</p>
会長	<p>門前町の景観ウォークでは、本日ご参加いただいている門前町の店舗を所有されている委員にも何か声がかかったのでしょうか。</p>

委員	資料に記載された店舗は私の店舗ではなく別の店舗です。私の店舗には、以前景観賞をいただいた後に行われたウォークでは来ていただきました。同じ店舗名は参道に複数あるので、呼び方にいつもちょっと困っておりますが、今回の店舗はうちのところではないです。むかし、醤油屋をやっていた店舗になります。
委員	景観啓発のための取り組みとして、景観賞ですとか景観ウォークですとか色々ありますが、まだまだ市民遺産と同様に市民の皆さんへの認知度というのが低いと感じております。市が「歴史とみどり豊かな文化のまち」ということを表号しているように、市内には恵まれた歴史とみどり豊かな景観がたくさんありますので、そういうものをもっと広く伝えて知っていただければと思っています。そのなかで、今まで募集されていた「景観大賞」ならびに「景観賞」がどれくらいで、どういうものがあるのかの情報をオープンにして、広報誌やネットを通しまして知っていただくことが大切です。また、景観ウォークについてはとても良い取り組みと思いますのでぜひ続けていただければと思いますが、イベントを行うにあたってのデータの蓄積も大切ですし、イベントについては子どもさんや若い方を取り込んだ市民参加型のものがよいと思われれます。意見といえますか、所感として述べさせていただきます。
事務局	景観賞につきましては、ホームページで受賞作品を公開しております。ただ、周知不足ということはあると思います。次の報告事項の内容にはなりますが、景観賞の応募時期に景観賞に関する景観パネル展や景観ウォークを行うことでさらに周知を図っていきたいと考えております。
会長	景観賞はホームページをみればすぐ分かるようになっているということですか。
事務局	ホームページを公開しておりますので調べると対象ページは出てきます。ただ、ホームページはページ数が多いと目的のページを探すのが大変になりますので、もう少し見つけやすいようリンクの貼り方などの工夫ができればと感じております。
会長	ホームページにバーナーを設けるなど、分かりやすいよう工夫していただければと思います。また、若い方も参加できるといいな、というご意見につきましては、ぜひ次回以降できるような内容を検討していただければと思います。
事務局	<p data-bbox="391 1697 986 1736">【報告事項(2)】第7回だざいふ景観賞について</p> <p data-bbox="347 1794 635 1832">※事務局より内容説明</p>
会長	だざいふ景観賞はいろいろと形を変えながら来年度開催をすることになっています。それから、ご説明にもあったと思いますが、これまでは市の建物については「市が市へ表彰を行う」という点で賞の対象から外していたのですが、あまりそのことを言っていない対象物も少なくなってしまうし、さまざまな面をふまえて今回から対象

	<p>にすることになっています。それから、市民投票の結果につきましては選考時の参考にするものでして、投票数が多いものが受賞をするといったものではありません。ひとりが複数回投票するといった可能性もありますので参考情報として使用させていただきます。ですので、今回からはじめる Web 投票をあえて外したりする必要もありません。少し気になっていたのが景観賞を「作品」という表現をしておりますが、「作品」というと撮影してきた『写真』に賞を贈るといった印象を受けます。撮ってきた写真が良いか悪いかではなく、実際にあるものを見て心が動かされるかといった点が大切になってきます。実際に使用される方がいると申し訳ないのですが、今は電子ソフトで写真の加工などもできるため、写真での判断では曖昧になってしまいますので、選考の際は実際の物件や活動に対して考えていただければと思います。市長賞と景観賞にどういう違いがあるのかという点につきましては、活動内容で景観賞と市長賞を使い分けています。市長賞については行動的な面が対象となってくるなどいろいろと違いはありますが、選考時に具体的な話があると思います。以上となりますが、ご意見などありませんか。</p>
委員	<p>過去どれくらいの応募から賞が選ばれたのでしょうか。それから選ばれたものに対して賞状の授与などの表彰があるのかも教えてください。</p>
事務局	<p>応募のあった件数については、申し訳ありませんが手元に資料がありませんので具体的な数値はお答えできないのですが、おそらく第 1 回目は 100 件弱の応募があったかと思います。前回もしくは前々回の審議会の資料に応募と投票件数を載せていますのでご確認いただくか、追加で資料を送付させていただくことで回答させていただきたいと思います [※その後、資料を発見したので別途回答]。また、後半のご質問につきましては、表彰式を 2 月に行うにあたって表彰状を授与しておりまして、所有者や設計者の方にはクリスタルトロフィーも渡しております。</p>
委員	<p>2 年に 1 回となった最大の課題は、応募がだんだんと尻すぼみになってきたことがあると思います。それで、だいたい市の中で主だったような、想像できるような作品は既に上がってきていると思いますので、改善点として挙げられた 4 点をやったとしても市民遺産でも課題となっているように応募が増えるとは言い難いと思います。内容について議論するにしても年に 2 回しか審議会の場はないので、応募を増やすというのは難しいとしても、何かもう少し景観賞というものにふさわしいものが増えるような、何か方法を考えておいた方が良いのではないかと常日頃思っています。かといって何かいい方法が思いつくわけではないのですが…。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ご指摘としてはもっともなご意見です。やはり景観賞というと建物が多いのですが、太宰府でいう景観賞はそればかりではなくて、景色として見た感じなども対象となってきます。例えば、太宰府市役所裏の川のほりにある桜並木の風景もきれいですから、あれも景観賞の対象です。建物だけに限定してではなく、景観の応募対象に自由さがあるため難しいところはあります。今回対面での</p>

	<p>会議ではない分なかなかやりづらい部分はあるのですが、景観賞についてなにかご意見などございましたらどうぞお願いいたします。</p>
委員	<p>景観賞の募集数がどんどん減ってきているというお話をされてたので、私も太宰府に住んでいる人間として太宰府を盛り上げていきたいと考えて参加させていただいております。景観賞という名前を変えるわけにはいかないのですが、たとえば観光スポットになるような建物なり景色なりを応募に入れていくイメージであれば、景観とは言い難いかもしれませんが「この店舗のショートケーキが美味しい」とか「このカフェは凄くオシャレだ」という観点から応募を募ると若い人たちも応募しやすいのではないのでしょうか。ゆくゆくはそれがネット上で広がったりすると、「太宰府のこのお店が美味しいらしいよ」という点で人が集まったりするのではないかなと。景観というところとちょっと違うとは思いますが、新たな観光スポットを募るようなイメージの募集の仕方も1つではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>景観・市民遺産審議会としては景観まちづくりという点から景観について考えております。ただ、景観は決して目で見るものばかりではなく、例えば「匂い」とかそういったものも景観に加えていいよと言っております。ここで味についても景観の一部に加えるというのは少し違う方面になるのかなとも思いますが、ほかにご意見はありますか。</p>
委員	<p>いまのお話を聞いて広げようと考えておりますが、さきほど「景観賞ですので『作品』ではない」と会長さんがおっしゃったと思いますが、あえて景観に特化するのでしたら「建物」＋「撮影賞」じゃないですけど、その取替えての作品賞をつけるのはいかがでしょうか。カメラを趣味にされる方もたくさんいらっしゃいますし、たとえば建物に日が沈むところやパワースポットだとか、写真としていいものを1個加えたりすると応募は圧倒的に増えると思います。カメラに強い方でなくとも、今はiPhoneなどでも良い写真は撮影できますので、そういったやり方で簡単にぽっと撮影できる風景も別の賞であっても良いのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>バズる風景みたいなものを景観に組み込むのは、視点としては応募が増えるという観点よりも結果を市民が関心を持つという点ではかなり良いのかなと思います。もう一点、景観を管理している方への表彰であるというテーマも当然あるので、市や県が賞を貰うのはどうなのか、という意見は当然あると思うんですけど、この美しい景観を管理してくれている人がいるんだということを市民の皆さんに知ってもらい意味でも表彰をしてもらうという点は悪くないと思います。</p>
委員	<p>今さっきのご提案とご意見を踏まえて感じたことですが、いわゆる観光スポットという点、あるいは良い写真を作品として賞を与えるというのは凄く広がって良いと思います。ただ、さきほど仰っていた「この店の料理が美味しい」というのは、もうほとんど SNS を通じて既に広がっています。そういうのは既にある程度自然に出来上がっ</p>

	<p>ているところがあるので、それに輪をかけることの危険性はちょっと感じるんですよ。ただ、言われたように観光スポットなり写真スポットなりあるいは写真というのは、今まで見えないところを一般に見せる、あるいは気づかされることになるので面白いと思います。ここまで様々なご意見が出たのはいままであまりなかったので、今回の議論はとても面白いなと感じております。今までの景観賞を自分が考えるときは、政庁関連と天満宮関連とそれ以外みたいな形で分けていました。例えば政庁関連や天満宮関連はたくさん応募がされてきたので、それで本当に網羅しているのか、本当にいいものが景観賞として出てきているのか、太宰府らしいところが本当に賞を貰ってきているのか、ということを変えて考えると、そうでもないような気がします。なぜなら応募された年のたまたま応募された中からしか我々は選考することができないので、それが少し気になります。ちょっと纏まりがないのですが、今後の議論のなかで時間があれば、そういった点も考えていければと思います。</p>
事務局	<p>さきほどご質問のあった景観賞の応募数について、資料がありましたので報告いたします。まず第1回目の応募数が79件となっています。そこから年々減ってきてきて前回の応募数は9件となっています。そういった現状から、景観賞を2年に1回の開催として、景観賞を開催しない年は景観啓発事業としてさきほどご紹介した景観パネル展や景観ウォークなどを実施した経過がございます。作品を増やすことが目的ではないんですけども、皆さんに景観について知っていただいたり興味を持っていただいたりするきっかけとして、景観賞に限らず多方面に手を出して啓発していけたらと考えております。</p>
会長	<p>景観賞につきましては変更点もございますので、ぜひ募集の段階で積極的に広報していただければと思います</p>
委員	<p>9件のうちの3件というと、イベントとしてはもう成り立っていないような気がするんですね。5月から募集開始を行うということで、それは例えば写真の作品賞というものを新たに加えてそれをやるっていうのは今から可能なんではないでしょうか。もしそれが可能ではない間に合わないということであると、それから2年後となるので私たちはいいんですし、2年に1度というイベント自体がだんだん下がっていくのではないかなと思うのですが。景観賞も太宰府はそんなに広い街ではありませんので、建物自体そんなにバリエーションが増えていくわけではありませんし、たくさん集めることが目的ではなくて興味を持っていただいて参加していただいて、そのモチベーションを上げて何百人のなかから選ばれたという形にしないと、景観賞自体の価値が下がっていくと思うのですがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>景観賞についてですが、景観賞それ自体がもともと自己目的ではなくて、景観条例を作ったということから始まっています。ですから、『太宰府市の景観条例に基づいて良い景観づくりをしましょう。そのことと関連させながら、景観賞というもので太宰府市の景観条例のことを広くみんなに知ってもらいましょう。そしてより良い景観を保</p>

	<p>ちましよう』ということを考えております。ですから、景観賞よりも景観条例の普及が先行しています。数が少なくなっているからということについては、そういった意味では困ってないですね。イベントの類ではありません。これまでの景観賞の受賞作品で良好な景観がもう出尽くしているというなら、確かにする意味はないかもしれませんが、まだまだ出尽くしていないものもあるはずだと思います。それから今回の景観賞については以前（昨年度の審議会にて）審議いただいた内容ではありますが、これまでの委員の皆様とは違うメンバーでしておりますから今回いろいろなご意見が出るものと思います。ただ、ちょっと直ちに写真の撮影賞を取り入れるといったことも含めて入れられるかどうかについては、どうかと感じておりますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>この審議会はそういった景観賞の中身を変える場所ではないのでしょうか。この場所を変えなければどこで誰が変えていくものなんですかね。景観賞についてなんですけども、このままいままで通り応募が9件、その中から3つの賞を選ぶ、それで終わってしまってもよいのでしょうか。たくさん集めることとか、景観条例とかいうものも協議していただくという意味でも参加していただいたりとか、広報の中でこの賞はこういう意味合いがあるんですよと広報していくためのものではないかなと思うんですけども。この審議会でこの中身を変更して、スピーディに4月からやる、5月からやる、変えてみようよという場所ではないのでしょうか。</p>
会長	<p>多くの方々のご意見をいただいておりますが、変えるというのはどういう意味でしょうか。</p>
委員	<p>いえ、変えるというか、先ほどの景観大賞、景観賞、市長賞プラス撮影作品賞をひとつ加えてこの4つでいきましょうよ、という会にはならないのでしょうか。</p>
会長	<p>だざいふ景観賞には特別賞というのが欄外でありまして、そこでそのような評価をすることは可能だと思っています。ただ、撮影賞というものをだざいふ景観賞のなかに入れるというものは、入れにくいかなとも思うのですが。</p>
委員	<p>入れにくいかどうかは疑問ではありますが、ここの会のなかで議論して、そういう場所ではないのですかここは。</p>
委員	<p>私の意見もいいですか。いま言われたことはこの現状のなかでもできないことはないと思っています。写真というものを実際に応募されてきたら、現実とその写真の物件がどういうものであるか知って、みんなで評価すれば市長賞なりになりうると思うので、そういう視点を我々が持つということ共感していればいいのではないのでしょうか。確かに応募が下がってきた原因は、まず誰かが応募しないと賞の評価の対象にもならないので、今までも特定の人物がたくさん応募されてそれを評価してきたという経緯もあるので。それだけではなくて良い写真があるということ応募として出していただければ、それが実質的にもしなにか賞を貰えば、そういうのも根付いていって</p>

	<p>そういう写真での応募も良いんだなと気づかされていきますし。実際にこの議論の中でもそういったご意見があるので、あえて写真だけに賞を出さなくても広がるんではないかと思っています。</p>
事務局	<p>いろいろご意見いただきましてありがとうございます。今までの流れといたしましては、最初80件近くのご応募をいただいております、前回がかなり減ってしまったところで、この景観賞のあり方についてご審議いただいたところでもあります。役所的に広報的なところが非常に弱い部分であると思っており、力不足な部分も多々あるかと思えます。そういう面もあって、昨年度の審議会のなかでももう少し広報、啓発活動に力を入れてはどうかということでご審議いただき、今回の来年度の景観賞実施に向けた広報といいますか内容を昨年皆さんに決めていただいたところでございます。私もまだ2回しか経験していないんですけども、確かに今までの応募としてフォトコンテスト的な作品もたくさん拝見させていただいた部分もありました。あとは営業活動につながるような作品なども多々ありまして、今までご審議いただいて来年度はこういう形でどうでしょうかということで、提案させてご審議いただいているのかなというところもございます。色々な今後の活動についてまた様々なご意見をいただいて、またこの審議会でお話しいただければと思っております。</p>
会長	<p>事務局より景観賞についてお話いただいたところですが、特別賞という枠もありますからね。写真の撮り方を評価の対象にするということもですが、今回新たに景観賞の募集のときに入れるかどうかについては、それを入れることで応募が増えるということも考えられますから、まったく否定的に考える必要はないだろうという気がしています。つまり写真写りがいいということは、そこにあるものはそれなりの見え方をする景観であると言えるのでしょうし。従来からの『ある角度から撮影したときには景観賞の対象になる、ですので景観賞にしましょう！』という提案があったとき、まったく別の角度から見たときには違って見えるという物件もありますが、新たな景観でこれはいいなあというものもありえますから。写真コンテストに変えてしまうということではなく、景観賞の応募の中で写真写りの良さみたいな、新たな景観を発掘したという目で見て、それを表彰することは十分あり得ることだと思います。ですから、広く景観賞を知っていただくことは何より大事なことだと思いますので、まずは事務局の案のやり方で進めさせていただくということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。事務局もし可能でしたら、写真の撮り方についての評価みたいなものも入れてもよいということも調整できれば、それも含めて進めいただければ良いのかなと思います。条件を工夫していただいて、色々なご意見を活かしていただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【審議事項(1)】景観まちづくり計画及び景観計画の見直しについて</p> <p>※事務局より内容説明</p>

会長	ただいま審議事項についてご説明いただきましたが、本日決定するという趣旨ではなくて、ご自由にご意見を承って進めていきたいという、そういう趣旨だと伺っております。ご質問がありましたらお願いいたします。まずは生垣条例の廃止について、ご意見いかがでしょうか。
委員	生垣条例の廃止については、最近全然申請がないとのことですのでやむを得ない部分もあるかと思いますが、やはり地域の景観を整えるうえで緑化などの制度は必要だと思いますので、現実に応じた緑化ですとか景観を整えるあるいは景観に潤いを与えるという意味での緑の存在は大きいと思いますので、なにか別に変わるものを提案すべきじゃないかなと思います。
委員	生垣の推進等に関する条例ということで「等」の部分があると思います。ちょっと調べますと第5条に公共施設の緑化ということで、市が設置する公共施設について植樹等により緑化を推進しなければならないという条文がございます。なので、廃止ということを考えるにあたっては、このような生垣に直接関係しないところもありますので、とくに今ご発言いただいたこととも関係しますが、都市の緑の核という観点から廃止にあたっての考え方等を整理しておいたほうがいいのかと思います。
会長	ただいまのところ、廃止するにしても関係条文等の整理が必要というご意見もありますが、ほかにご意見はありませんか。それでは、屋外広告物の景観育成地区についてご意見ございませんか。
委員	現時点である広告物は残しても良いのですよね？新たに設定された路線に基準外の色があっても残せるんですかね。
事務局	いま現在、さきほどのスライド等でご説明させていただいた屋外広告物については適法に許可を受けて設置をされているものでございますので、誤解のないようにお願いいたします。今後変更になった場合につきまして、いま現存する屋外広告物については既存不適格という扱いとなります。つまり建て替えをされる場合とか一回撤去をされるといった感じで手を加えられる場合は規制がかかります。
委員	長期的に考えたら有効ではあるのかもしれませんが…。何十年スパンの大きな見直しの計画になると思うので良いとは思いますが、私個人としては⑧の路線は外してもいいのではないかと思うのですが。
事務局	いま⑧の路線についてのご意見を頂戴いたしましたが、⑧につきましては事務局でもいま検討させていただいてる案件といいますか、とくに協議が必要だと思っております。というのが、太宰府に入ってくる途中に水城跡がございます。北側は用途地域としては準工業地域にもなっております。そういう観点からこの路線すべてを規制の対象にするのかどうかというのは今検討しておりますのでご意見をいただければと思い

	ます。
委員	私も⑧の路線はどうか考えます。国道3号線と裏の日田線が一番大きな外部からの巨大な道路だと思うんですけど、3号線の規定と裏の日田線はたぶん一般的な規制以上にはできないかなと。結局⑧の路線を除いた市内の、とくに太宰府の宰府の歴史的な景観を維持するのに必要なのがどこか、ということだと思うんですよ。⑧はむしろ3号線に近いところになるのかどうかということ判断すればいいと思うので、私も⑧は外してもいいんじゃないかというご意見に賛成しております。
委員	やはり⑧の道路も太宰府の景観を形成するうえでは重要な道路と思います。その規制内容にもよるかと思いますが、何もやらないということになりますと、とんでもない看板が溢れてしまうこともありますので、やはり⑧の道路も規制を行って太宰府にふさわしい景観をつくるべきじゃないかなと思っております。もう一つはさきほど既存不適格のことがありましたが、他市の例では屋外広告物を掲出するときは必ず申請をして許可を出すことになっていますので、更新時期に合わせて5年間、10年間とかの猶予期間を設けて次の申請のときには基準に合わせてもらうようなこともやっておりますので、検討に加えていただければと思います。
会長	それではこの件につきましては、今日は決定ではありません。生垣の条例の廃止については賛成反対というよりも別の方法を考えることができないか、あるいは公共施設の管理についてご指摘いただきましたがいかがでしょうか。
事務局	生垣の条例でございますけども昭和58年に制定したものでございます。そのあと策定した景観計画等々で緑化基準もございまして、さきほどご意見いただいた公共施設等々のお話についてもそちらでカバーできるのではないかなと。制度があってもなくても積極的に緑化を推進しないといけないところはありますが、基準としてどうかという点につきましてはそちらの緑化基準でカバーできるのではないかと考えております。また再度検討させていただければと思います。
会長	緑化については景観計画の緑化基準があるのでそれでカバーできるのではないかなというお話ですね。それでは他にご意見などございませんので、今回の審議事項につきましてはご意見を承るということでしたので、事務局で検討していただければと思います。
	<u>※審議案件1のとおり承認。頂いた意見をもとに検討を進める。</u>